

技 管 ー 5 2 3
令和6年10月28日

受注者の皆様へ

秋 田 県 建 設 部 長
[公 印 省 略]

工事等事故報告要領の一部改正について（通知）

工事等事故報告要領（平成19年3月22日付け建管ー2296）の一部を改正しましたので、通知します。

1. 改正内容

秋田県土木工事共通仕様書の改正に伴う適用規定変更のほか、所要の規定を整理

2. 施行期日

令和6年11月1日

3. 別添資料

- ・工事等事故報告要領（改正あり）
- ・報告様式1～3（改正あり）
- ・報告フロー（改正あり）
- ・行動様式（改正あり）
- ・新旧対照表

担当：秋田県建設部技術管理課
調整・建設マネジメント班
TEL：018-860-2431

工事等事故報告要領の一部改正について

1 改正理由

秋田県土木工事共通仕様書の改正等に伴い、工事等事故報告要領に係る文言を変更する。

2 改正内容

共通仕様書の適用条文番号変更のほか、所要の規定の整理を行う。

※改正箇所は新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和6年11月1日から施行する。